

令和 7 年 2 月 1 8 日 招 集

令和 7 年 第 1 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 2

議案番号	件名	備考
13	薩摩川内市少子化対策・子育て支援基本条例の制定について	
14	薩摩川内市未来のまち創生整備基金条例の制定について	
15	薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	可愛地区コミュニティセンター新築（建築）工事請負契約の変更について	
17	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
18	薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
19	薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
20	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
21	薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
22	薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
23	薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
24	薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について	
25	新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金に関する条例を廃止する条例の制定について	
26	薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
27	薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設等の指定管理者の指定について	
28	薩摩川内市藺牟田池自然公園施設及び薩摩川内市祁答院生態系保存資料施設の指定管理者の指定について	

29	道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事請負契約の締結について	
30	5 災第 1 号市道江石里線道路災害復旧工事請負契約の変更について	
31	薩摩川内市入来公園施設の指定管理者の指定について	
32	都市公園（川内地域及び樋脇地域）の指定管理者の指定について	
33	都市公園（樋脇地域）及び普通公園（入来地域及び祁答院地域）の指定管理者の指定について	
34	普通公園（川内地域）の指定管理者の指定について	
35	普通公園（川内地域、樋脇地域及び東郷地域）の指定管理者の指定について	
36	普通公園（樋脇地域）の指定管理者の指定について	
37	普通公園（東郷地域）の指定管理者の指定について	
38	普通公園（里地域）の指定管理者の指定について	
39	普通公園（上甌地域）の指定管理者の指定について	
40	普通公園（下甌地域）の指定管理者の指定について	
41	普通公園（鹿島地域）の指定管理者の指定について	
42	薩摩川内市寺山いこいの広場の指定管理者の指定について	
43	薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
44	薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
45	令和 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊
46	令和 6 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算	
47	令和 6 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算	
48	令和 6 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算	

4 9	令和 6 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画 整理事業特別会計補正予算
5 0	令和 6 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会 計補正予算
5 1	令和 6 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施 設勘定特別会計補正予算
5 2	令和 6 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補 正予算
5 3	令和 7 年度薩摩川内市一般会計予算
5 4	令和 7 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予 算
5 5	令和 7 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算
5 6	令和 7 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整 理事業特別会計予算
5 7	令和 7 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整 理事業特別会計予算
5 8	令和 7 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画 整理事業特別会計予算
5 9	令和 7 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会 計予算
6 0	令和 7 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施 設勘定特別会計予算
6 1	令和 7 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予 算
6 2	令和 7 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別 会計予算
6 3	令和 7 年度薩摩川内市水道事業会計予算
6 4	令和 7 年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算
6 5	令和 7 年度薩摩川内市下水道事業会計予算

議案第13号

薩摩川内市少子化対策・子育て支援基本条例の制定について

薩摩川内市少子化対策・子育て支援基本条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

社会全体として少子化対策・子育て支援に取り組むため、少子化対策・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう環境の整備を図り、もって豊かで活力ある持続可能な社会の形成に寄与するため、本条例を制定しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 薩摩川内市少子化対策・子育て支援基本条例

子どもは未来を創る希望であり、かけがえのない地域の宝である。本市の全ての子どもが、美しい自然と豊かな歴史・文化の中で、夢と愛郷心を抱きながらのびのびと育ち、その笑顔が生き生きと輝き続けることは、本市で暮らす私たちの普遍の願いである。

しかしながら、近年、将来の生活への不安や、仕事と家事・育児の両立の難しさなどの様々な要因により、全国的に少子化が進行しているほか、子どもの貧困や虐待などの社会問題が顕在化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化している。特に、これ以上の急速な少子化の進行は、若年層の人口の減少を通じて、産業や身近な地域活動などの担い手不足を招き、各地域社会の活力の維持と、時にはその存立に、深刻な影響を及ぼすおそれもある。

これらの状況は、本市においても例外ではなく、一人でも多くの市民の結婚や子どもを授かることに関する望みがかなえられ、子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備することは、喫緊の課題である。

このような考えを踏まえ、市、事業者、地域住民など多様な主体の相互の連携の下、結婚、妊娠、出産、育児などの各段階に応じて切れ目なく支援を行うことにより、本市の未来を担う子どもが、それぞれの家庭や地域において健やかに生まれ、心豊かに成長するとともに、子どもも大人も共に笑顔で明るく暮らすことができるまちの実現を目指して、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、社会全体として少子化対策・子育て支援に取り組むため、少子化対策・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう環境の整備を図り、もって豊かで活力ある持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「少子化対策・子育て支援」とは、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の形成を図るために行われる取組をいう。

### (基本理念)

第3条 少子化対策・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下、市、事業者、市民等が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。

- (2) 医療、保健、福祉、教育、経済その他の各関連分野において、総合的に取り組むこと。
- (3) 結婚、出産及び育児に関する個人の意思が尊重されるよう配慮すること。
- (4) 子どもの権利を最大限に尊重し、かつ、その最善の利益を優先して考慮するとともに、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう配慮すること。
- (5) 各地域における自然的、経済的及び社会的な特性を踏まえて取り組むこと。  
(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、各地域における創意工夫を尊重し、並びに自然的、経済的及び社会的な特性に配慮するとともに、事業者、市民等の理解と協力を得るよう努めるものとする。  
(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、少子化対策・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、少子化対策・子育て支援に自主的かつ積極的に取り組むとともに、市が実施する少子化対策・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、子どもを産み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。  
(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、少子化対策・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、市が実施する少子化対策・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の形成に資するよう努めるものとする。  
(保護者の責務)

第7条 父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するものであって、子どもを心身ともに健やかに育成するとともに、市が実施する少子化対策・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(結婚等を望む者に対する支援)

第8条 市は、事業者、市民等と連携しつつ、結婚、出産等を望む者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(母子保健医療体制の整備等)

第9条 市は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査及び保健指導、産後ケアその他の母子保健サービスの提供体制の充実、妊産婦及び乳幼児に対する良質かつ

適切な医療（助産を含む。）の提供体制の確保その他の安心して子どもを産み、育てることができる母子保健医療体制の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、不妊治療等（不妊治療及び不育治療をいう。以下同じ。）を望む者に対し、良質かつ適切な医療サービスが提供されるよう、不妊治療等に対する助成その他必要な施策を講ずるものとする。

（保育サービス等の充実等）

第10条 市は、保育サービス等を担う人材の育成及び確保並びに保育サービス等を提供する施設の整備の促進その他の子どもを産み、育てる者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等の提供体制の充実のために必要な施策を講ずるとともに、子育てに関する情報の提供及び相談の実施、子ども及び子どもを産み、育てる者が相互の交流を行う機会の確保その他の子育て支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（地域における環境の整備等）

第11条 市は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、喜びを実感しながら安心して子どもを産み、育てることができるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができる地域社会の形成を図るため、地域において少子化対策・子育て支援に取り組む民間団体の支援、子どもを含めた地域住民が楽しめる催しの開催の促進、安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の確保、犯罪及び事故の防止に配慮した生活環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（教育環境の整備等）

第12条 市は、子どもが豊かな人間性を育みながら心身ともに健やかに成長することができるよう、子どもの特性等に応じた学校教育等の推進、多様な学習機会の提供その他の教育環境の整備に関し必要な施策を講ずるとともに、家庭教育等に関する情報の提供及び相談の実施その他の家庭教育の向上等のために必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第13条 市は、子どもを産み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療、保育、教育等に要する費用についての支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用環境の整備等）

第14条 市は、子どもを産み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができる雇用環境の整備を促進するため、育児休業制度等の普及及び働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備の促進等に関する表彰の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、市内での就労等を望む者の就業の促進に資するよう、雇用機会の創出、職業能力の開発の促進等を図るために必要な施策を講ずるとともに、本市への移住、定住等の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第15条 市は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における性別による固定的な役割分担等の解消の協力の重要性について市民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

(子どもの権利利益の保護等)

第16条 市は、子どもの権利利益の保護に関する広報その他の啓発活動を行うとともに、できる限り、子どもの意見を少子化対策・子育て支援の実施に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、児童虐待、いじめその他の子どもに対する人権侵害を防止し、及び早期に発見し、並びに適切かつ迅速にこれに対処するため、県その他の関係機関と連携しつつ、相談支援体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(社会的気運の醸成等)

第17条 市は、社会全体として少子化対策・子育て支援に取り組む気運を醸成するため、少子化対策・子育て支援の重要性等に関する情報の提供、意識の啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保)

第18条 市は、少子化対策・子育て支援が適正かつ円滑に行われるとともに、少子化対策・子育て支援に係る支援が当該支援を必要とする者に対して切れ目なく行われるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び地域において少子化対策・子育て支援に取り組む民間団体その他の関係者相互の有機的な連携の確保に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

薩摩川内市未来のまち創生整備基金条例の制定について

薩摩川内市未来のまち創生整備基金条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

本市の地域振興及び地域住民の福祉の向上を図るために実施する公共施設等の整備に要する経費の財源に充てるため、薩摩川内市未来のまち創生整備基金を設置したいが、これについては、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定により条例で定める必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために・・・略・・・資金を積み立て・・・略・・・るための基金を設けることができる。

2～7 略

8 ……略……基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

## 薩摩川内市未来のまち創生整備基金条例

### (設置)

第1条 本市の地域振興及び地域住民の福祉の向上を図るために実施する公共施設等の整備に要する経費の財源に充てるため、薩摩川内市未来のまち創生整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の全部又は一部及びその他の財源をもって、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上又は公金預金の保全を図る必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要があると認める場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日又は令和7年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の交付の申請に係る交付の決定の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第15号

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

本市が新たに設置する甑ミュージアム運営協議会について、その報酬の額を定めようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第99号を第100号とし、第80号から第98号までを1号ずつ繰り下げ、第79号の次に次の1号を加える。

(80) 甌ミュージアム運営協議会委員 日額 4,700円

第2条第3項中「第1項第98号及び第99号」を「第1項第99号及び第100号」に改める。

第5条第1項第1号中「第93号まで及び第95号から第98号」を「第94号まで及び第96号から第99号」に改め、同条第3項中「第2条第1項第99号」を「第2条第1項第100号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

可愛地区コミュニティセンター新築（建築）工事請負契約の変更に  
ついて

令和6年9月17日の議決を経て締結した可愛地区コミュニティセンター新築  
（建築）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和7年2月18日提出

薩摩川内市長 田中良二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	288,200,000円	297,911,000円

提 案 理 由

可愛地区コミュニティセンター新築（建築）工事について、施工内容の一部を  
変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更をしようとするもので  
ある。

これが本案提出の理由である。

## 参 考

- 1 契約の相手方 末廣・吉満特定建設工事共同企業体  
代表者  
所在地 薩摩川内市入来町副田5528番地  
会社名 株式会社末廣組  
代表取締役 山下 結 城  
構成員  
所在地 薩摩川内市隈之城町2085番地  
会社名 株式会社吉満組  
代表取締役 吉 満 光 二 郎
- 2 工 事 名 可愛地区コミュニティセンター新築（建築）工事
- 3 工 事 場 所 薩摩川内市御陵下町地内
- 4 工 期 着 手 令和 6 年 9 月 1 7 日  
完 成 令和 7 年 7 月 1 3 日

議案第 17 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の公布により、懲役及  
び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の整  
理を行おうとするものである。

これが本案提出の理由である。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年薩摩川内市  
条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(薩摩川内市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市職員の給与に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第57  
号)の一部を次のように改正する。

第30条第3号及び第4号並びに第31条第1項第1号及び第3項第1号中  
「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成16年薩  
摩川内市条例第301号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(薩摩川内市環境保全条例の一部改正)

第4条 薩摩川内市環境保全条例(平成24年薩摩川内市条例第38号)の一部  
を次のように改正する。

第32条及び第33条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(薩摩川内市行政不服審査会条例の一部改正)

第5条 薩摩川内市行政不服審査会条例(平成28年薩摩川内市条例第4号)の  
一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(薩摩川内市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第6条 薩摩川内市個人情報保護法施行条例(令和4年薩摩川内市条例第31号)  
の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(薩摩川内市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第7条 薩摩川内市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年薩摩川内市条  
例第36号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下  
「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例

によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の薩摩川内市職員の給与に関する条例第31条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 18 号

薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び  
次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）の公  
布に伴い、所定外労働の制限の対象となる職員の範囲を拡大するほか、所要の規  
定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項前段中「定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該」を「前項各号に掲げる職員が、規則の定めるところによりその」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「次に掲げる職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところによりその子を養育」とあり、並びに第2項中「前項各号に掲げる職員が、規則の定めるところによりその子を養育」とあり、及び前項中「第1項各号に掲げる職員が、規則の定めるところによりその子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳以上である同条第1項各号に掲げる子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 19 号

薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号）等の公布に伴い、本市においても、これに準じて職員の給料月額、初任給調整手当の限度額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(薩摩川内市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市職員の給与に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「41万5,600円」を「41万6,600円」に改める。

第29条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「とする」を「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする」に改める。

第32条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1（第5条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	

37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	

81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				

	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	1,832,100
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	1,834,400
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	1,836,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	1,839,000
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	1,841,400
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	1,843,700
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	1,846,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	1,848,300
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	1,850,700
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	1,853,000
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	1,855,300
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	1,857,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	1,860,000
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	1,862,300
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	1,864,600
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	1,866,900
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	1,869,300
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	1,871,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	1,873,900
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	1,876,200
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	1,878,600
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	1,880,900
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	1,883,200
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	1,885,500
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	1,887,900
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	1,890,200
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	1,892,500
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	1,894,800
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	1,897,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	1,899,500
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	1,901,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	1,904,100
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	1,906,500
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	1,908,800
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	1,911,100
36	386,700	440,900	489,600	548,300	1,913,400	

37	388,100	442,300	491,500	549,800	1,915,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400	1,918,100
39	391,100	445,100	495,000	552,800	1,920,400
40	392,600	446,500	496,800	554,400	1,922,700
41	394,100	447,900	498,400	555,900	1,925,100
42	394,800	449,300	500,200	557,300	1,927,400
43	395,400	450,700	502,000	558,700	1,929,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000	1,932,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200	1,934,400
46	397,600	454,900	506,700	562,200	1,936,700
47	398,200	456,300	508,500	563,200	1,939,000
48	398,800	457,700	510,200	564,200	1,941,300
49	399,400	459,100	511,700	565,200	1,943,700
50	399,900	460,800	513,000	566,100	1,946,000
51	400,400	462,400	514,300	567,000	1,948,300
52	400,900	464,000	515,600	567,900	1,950,600
53	401,400	465,600	516,600	568,700	1,953,000
54	401,800	466,800	517,900	569,600	1,955,100
55	402,200	468,000	519,200	570,500	1,957,200
56	402,600	469,100	520,500	571,400	1,959,300
57	403,000	470,100	521,500	572,300	1,961,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200	1,963,600
59	403,800	472,000	523,100	574,100	1,965,900
60	404,200	472,800	523,900	574,800	1,968,200
61	404,600	473,500	524,800	575,700	1,970,600
62	405,000	474,200	525,600	576,600	1,972,900
63	405,400	474,900	526,400	577,500	1,975,200
64	405,800	475,500	527,100	578,400	1,977,500
65	406,100	476,200	527,900	579,300	1,979,900
66		476,900	528,700		1,982,200
67		477,500	529,400		1,984,500
68		478,100	530,300		1,986,800
69		478,400	531,200		1,989,200
70		479,000	532,000		1,991,500
71		479,700	532,900		1,993,800
72		480,400	533,800		1,996,100
73		480,800	534,600		1,998,500
74		481,400	535,500		2,000,800
75		482,100	536,400		2,003,100
76		482,800	537,100		2,005,400
77		483,200	537,900		2,007,800
78		483,800	538,800		
79		484,400	539,700		
80		484,900	540,600		

	81		485,400	541,400		
	82		485,900	542,300		
	83		486,400	543,200		
	84		486,900	544,100		
	85		487,300	544,900		
	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300	円 573,800

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	

39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900

	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600
	86		294,100	330,400	351,200	
	87		294,300	330,600	351,500	
	88		294,500	330,900	351,800	
	89		294,900	331,300	352,200	
	90		295,100	331,700	352,500	
	91		295,300	332,000	352,800	
	92		295,500	332,300	353,100	
	93		295,900	332,600	353,500	
	94		296,100	332,800	353,800	
	95		296,300	333,200	354,100	
	96		296,600	333,500	354,400	
	97		296,900	333,700	354,700	
	98		297,100	334,000	355,100	
	99		297,300	334,300	355,500	
	100		297,600	334,600	355,900	
	101		297,900	334,800	356,400	
	102		298,100	335,100	356,800	
	103		298,300	335,400	357,200	
	104		298,600	335,600	357,600	
	105		298,900	335,800	358,100	
	106			336,000		
	107			336,400		
	108			336,600		
	109			336,800		
	110			337,200		
	111			337,600		
	112			338,000		
	113			338,200		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200
	4	213,100	247,200	280,800	294,700
	5	214,800	249,400	281,800	295,200
	6	216,700	250,400	282,300	295,800
	7	218,500	251,300	282,800	296,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400
	10	223,900	254,300	284,300	298,000
	11	225,800	255,400	284,800	298,600
	12	227,700	256,300	285,300	299,100
	13	229,600	257,100	285,800	299,600
	14	231,600	257,800	286,300	300,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800
	16	235,600	259,400	287,300	301,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800
	18	239,600	261,600	288,300	302,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200
	20	243,700	263,800	289,300	303,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500
	23	248,000	267,100	290,800	306,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100
	26	251,100	270,300	292,300	309,000
	27	252,000	271,400	292,800	309,900
	28	252,900	272,400	293,300	310,800
	29	253,700	273,400	293,800	311,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400
	32	255,900	275,500	296,000	314,300
	33	256,700	276,200	296,700	315,100
	34	257,500	276,800	297,500	316,200
	35	258,300	277,300	298,300	317,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400
	37	259,700	278,300	299,800	319,500
	38	260,600	278,900	300,600	320,600
	39	261,500	279,400	301,400	321,700
40	262,300	279,900	302,100	322,800	

41	263,100	280,300	302,900	323,900
42	264,000	280,800	303,700	325,100
43	264,800	281,300	304,500	326,200
44	265,600	281,800	305,300	327,300
45	266,400	282,300	306,000	328,100
46	267,100	282,800	307,000	329,200
47	267,800	283,300	308,000	330,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300
49	269,000	284,300	309,800	332,300
50	269,500	284,800	310,800	333,300
51	270,000	285,300	311,800	334,300
52	270,400	285,800	312,700	335,300
53	270,800	286,300	313,600	336,500
54	271,300	286,800	314,600	337,800
55	271,800	287,300	315,600	339,000
56	272,200	287,800	316,600	340,200
57	272,600	288,300	317,400	341,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300
59	273,400	289,900	319,400	343,400
60	273,800	290,600	320,300	344,700
61	274,200	291,300	321,200	345,700
62	274,600	292,200	322,200	346,600
63	275,000	293,100	323,200	347,700
64	275,400	293,900	324,100	348,900
65	275,800	294,700	325,000	350,000
66	276,200	295,600	326,200	351,200
67	276,600	296,400	327,400	352,400
68	277,000	297,200	328,600	353,400
69	277,400	298,000	329,300	354,400
70	277,900	298,900	330,400	355,400
71	278,400	299,800	331,500	356,500
72	278,800	300,700	332,400	357,600
73	279,200	301,600	333,500	358,400
74	279,800	302,500	334,200	359,500
75	280,400	303,400	335,300	360,600
76	280,900	304,300	336,400	361,600
77	281,400	305,100	337,500	362,300
78	282,000	306,100	338,700	363,100
79	282,600	307,100	339,800	363,900
80	283,100	308,000	340,900	364,600
81	283,600	308,500	342,000	365,200
82	284,100	309,400	343,100	365,700
83	284,600	310,300	344,100	366,200

84	285,100	311,100	345,200	366,700
85	285,600	311,900	346,100	367,300
86	286,100	312,900	347,100	367,800
87	286,600	313,900	348,000	368,300
88	287,100	314,900	349,000	368,800
89	287,600	315,800	349,900	369,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200
92	289,100	318,900	352,300	370,700
93	289,600	319,700	352,900	371,000
94	290,200	320,400	353,500	371,500
95	290,800	321,100	354,100	371,900
96	291,400	321,700	354,700	372,200
97	292,000	322,200	355,100	372,800
98	292,500	322,500	355,500	373,300
99	293,000	323,100	356,000	373,800
100	293,500	323,700	356,400	374,300
101	294,000	324,100	356,900	374,900
102	294,500	324,700	357,300	375,400
103	295,000	325,300	357,800	375,900
104	295,400	325,800	358,200	376,300
105	295,800	326,200	358,500	376,900
106	296,300	326,700	359,000	377,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900
108	297,100	327,700	359,700	378,400
109	297,300	328,100	360,100	379,000
110	297,600	328,500	360,600	379,400
111	297,800	328,800	361,100	379,900
112	298,100	329,100	361,600	380,400
113	298,400	329,400	362,100	381,000
114	298,600	329,800	362,600	
115	298,900	330,100	363,100	
116	299,100	330,400	363,500	
117	299,400	330,600	363,900	
118	299,700	330,900	364,300	
119	300,000	331,200	364,800	
120	300,300	331,400	365,300	
121	300,600	331,600	365,700	
122	301,000	331,900	366,200	
123	301,300	332,200	366,700	
124	301,600	332,500	367,200	
125	301,800	332,700	367,500	
126	302,000	333,000		

127	302,300	333,400
128	302,700	333,600
129	302,900	333,800
130	303,200	334,000
131	303,600	334,400
132	304,000	334,600
133	304,200	334,900
134	304,500	335,300
135	304,800	335,700
136	305,100	336,100
137	305,300	336,400
138	305,600	336,800
139	305,900	337,200
140	306,200	337,600
141	306,400	337,900
142	306,800	338,300
143	307,200	338,600
144	307,500	339,000
145	307,700	339,300
146	307,900	339,700
147	308,200	340,100
148	308,600	340,500
149	308,800	340,800
150	309,000	341,200
151	309,300	341,600
152	309,600	342,000
153	310,000	342,300
154	310,200	
155	310,400	
156	310,700	
157	311,000	
158	311,300	
159	311,600	
160	311,900	
161	312,300	
162	312,600	
163	312,900	
164	313,200	
165	313,600	
166	313,900	
167	314,200	
168	314,500	
169	314,900	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900

備考 この表は、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

第2条 薩摩川内市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第11条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第15条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第16条第1項第1号中「通勤のため交通機関」の次に「又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)」を加え、「交通機関を」を「交通機関等を」に改め、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、同条第2項第1号中「いう。)」を「いう。)」に改め、同条ただし書を削り、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

3 箇所を異にする異動又は在勤する箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は箇所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間に

つき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第17条第3項中「国家公務員、他の地方公共団体の職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第28条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「とする」を「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする」に改め、同項第1号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第29条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に改める。

第32条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第 3 4 条第 1 項中「から第 1 5 条まで、第 1 9 条」を「、第 1 1 条」に改め、同条第 2 項中「、第 1 2 条」を削る。

附則第 6 項中「において」の次に「薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年薩摩川内市条例第 号）による改正前の薩摩川内市職員の給与に関する条例」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

## 別表第1（第5条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	

37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		

81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			
113		305,100			
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			
120		307,000			
121		307,400			
122		307,600			
123		307,900			

	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第2（第5条関係）

## ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	1,832,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	1,834,400
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	1,836,700
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	1,839,000
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	1,841,400
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	1,843,700
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	1,846,000
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	1,848,300
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	1,850,700
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	1,853,000
	11	321,000	422,000	473,100		1,855,300
	12	324,400	423,500	474,900		1,857,600
	13	327,800	424,900	476,700		1,860,000
	14	331,300	426,400	478,500		1,862,300
	15	334,700	427,900	480,300		1,864,600
	16	338,100	429,300	482,100		1,866,900
	17	341,500	430,700	483,900		1,869,300
	18	344,600	432,200	485,800		1,871,600
	19	347,700	433,700	487,700		1,873,900
	20	350,800	435,100	489,600		1,876,200
	21	354,000	436,500	491,500		1,878,600
	22	357,100	438,000	493,200		1,880,900
	23	360,200	439,500	495,000		1,883,200
	24	363,200	440,900	496,800		1,885,500
	25	366,200	442,300	498,400		1,887,900
	26	368,500	443,700	500,200		1,890,200
	27	370,800	445,100	502,000		1,892,500
	28	373,000	446,500	503,600		1,894,800
	29	374,900	447,900	505,000		1,897,200
	30	376,600	449,300	506,700		1,899,500
	31	378,300	450,700	508,500		1,901,800
	32	380,100	452,100	510,200		1,904,100
	33	381,900	453,500	511,700		1,906,500
	34	383,700	454,900	513,000		1,908,800
	35	385,300	456,300	514,300		1,911,100
36	386,700	457,700	515,600		1,913,400	

37	388,100	459,100	516,600	1,915,800
38	389,600	460,800	517,900	1,918,100
39	391,100	462,400	519,200	1,920,400
40	392,600	464,000	520,500	1,922,700
41	394,100	465,600	521,500	1,925,100
42	394,800	466,800	522,300	1,927,400
43	395,400	468,000	523,100	1,929,700
44	396,100	469,100	523,900	1,932,000
45	397,000	470,100	524,800	1,934,400
46	397,600	471,100	525,600	1,936,700
47	398,200	472,000	526,400	1,939,000
48	398,800	472,800	527,100	1,941,300
49	399,400	473,500	527,900	1,943,700
50	399,900	474,200	528,700	1,946,000
51	400,400	474,900	529,400	1,948,300
52	400,900	475,500	530,300	1,950,600
53	401,400	476,200	531,200	1,953,000
54	401,800	476,900	532,000	1,955,100
55	402,200	477,500	532,900	1,957,200
56	402,600	478,100	533,800	1,959,300
57	403,000	478,400	534,600	1,961,300
58	403,400	479,000	535,500	1,963,600
59	403,800	479,700	536,400	1,965,900
60	404,200	480,400	537,100	1,968,200
61	404,600	480,800	537,900	1,970,600
62	405,000	481,400	538,800	1,972,900
63	405,400	482,100	539,700	1,975,200
64	405,800	482,800	540,600	1,977,500
65	406,100	483,200	541,400	1,979,900
66		483,800	542,300	1,982,200
67		484,400	543,200	1,984,500
68		484,900	544,100	1,986,800
69		485,400	544,900	1,989,200
70		485,900	545,800	1,991,500
71		486,400	546,700	1,993,800
72		486,900	547,600	1,996,100
73		487,300	548,400	1,998,500
74		487,800		2,000,800
75		488,200		2,003,100
76		488,700		2,005,400
77		489,200		2,007,800
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		

	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300	円 573,800

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	

39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	

	82	255,800	293,100	330,400	351,200	
	83	256,100	293,400	330,600	351,500	
	84	256,300	293,700	330,900	351,800	
	85	256,500	293,900	331,300	352,200	
	86		294,100	331,700	352,500	
	87		294,300	332,000	352,800	
	88		294,500	332,300	353,100	
	89		294,900	332,600	353,500	
	90		295,100	332,800	353,800	
	91		295,300	333,200	354,100	
	92		295,500	333,500	354,400	
	93		295,900	333,700	354,700	
	94		296,100	334,000	355,100	
	95		296,300	334,300	355,500	
	96		296,600	334,600	355,900	
	97		296,900	334,800	356,400	
	98		297,100	335,100	356,800	
	99		297,300	335,400	357,200	
	100		297,600	335,600	357,600	
	101		297,900	335,800	358,100	
	102		298,100	336,000		
	103		298,300	336,400		
	104		298,600	336,600		
	105		298,900	336,800		
	106			337,200		
	107			337,600		
	108			338,000		
	109			338,200		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200
	2	209,600	242,800	282,300	295,800
	3	211,400	245,000	282,800	296,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900
	5	214,800	249,400	283,800	297,400
	6	216,700	250,400	284,300	298,000
	7	218,500	251,300	284,800	298,600
	8	220,200	252,200	285,300	299,100
	9	221,900	253,100	285,800	299,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300
	13	229,600	257,100	287,800	301,800
	14	231,600	257,800	288,300	302,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200
	16	235,600	259,400	289,300	303,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500
	19	241,700	262,700	290,800	306,400
	20	243,700	263,800	291,300	307,300
	21	245,600	264,900	291,800	308,100
	22	246,800	266,000	292,300	309,000
	23	248,000	267,100	292,800	309,900
	24	249,100	268,200	293,300	310,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600
	26	251,100	270,300	294,400	312,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400
	28	252,900	272,400	296,000	314,300
	29	253,700	273,400	296,700	315,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200
	31	255,200	274,800	298,300	317,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400
	33	256,700	276,200	299,800	319,500
	34	257,500	276,800	300,600	320,600
	35	258,300	277,300	301,400	321,700
	36	259,000	277,800	302,100	322,800
	37	259,700	278,300	302,900	323,900
	38	260,600	278,900	303,700	325,100
	39	261,500	279,400	304,500	326,200
40	262,300	279,900	305,300	327,300	

41	263,100	280,300	306,000	328,100
42	264,000	280,800	307,000	329,200
43	264,800	281,300	308,000	330,300
44	265,600	281,800	308,900	331,300
45	266,400	282,300	309,800	332,300
46	267,100	282,800	310,800	333,300
47	267,800	283,300	311,800	334,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300
49	269,000	284,300	313,600	336,500
50	269,500	284,800	314,600	337,800
51	270,000	285,300	315,600	339,000
52	270,400	285,800	316,600	340,200
53	270,800	286,300	317,400	341,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300
55	271,800	287,300	319,400	343,400
56	272,200	287,800	320,300	344,700
57	272,600	288,300	321,200	345,700
58	273,000	289,100	322,200	346,600
59	273,400	289,900	323,200	347,700
60	273,800	290,600	324,100	348,900
61	274,200	291,300	325,000	350,000
62	274,600	292,200	326,200	351,200
63	275,000	293,100	327,400	352,400
64	275,400	293,900	328,600	353,400
65	275,800	294,700	329,300	354,400
66	276,200	295,600	330,400	355,400
67	276,600	296,400	331,500	356,500
68	277,000	297,200	332,400	357,600
69	277,400	298,000	333,500	358,400
70	277,900	298,900	334,200	359,500
71	278,400	299,800	335,300	360,600
72	278,800	300,700	336,400	361,600
73	279,200	301,600	337,500	362,300
74	279,800	302,500	338,700	363,100
75	280,400	303,400	339,800	363,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600
77	281,400	305,100	342,000	365,200
78	282,000	306,100	343,100	365,700
79	282,600	307,100	344,100	366,200
80	283,100	308,000	345,200	366,700
81	283,600	308,500	346,100	367,300
82	284,100	309,400	347,100	367,800
83	284,600	310,300	348,000	368,300

84	285,100	311,100	349,000	368,800
85	285,600	311,900	349,900	369,200
86	286,100	312,900	350,700	369,600
87	286,600	313,900	351,500	370,200
88	287,100	314,900	352,300	370,700
89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		

127	302,300	333,400
128	302,700	333,600
129	302,900	333,800
130	303,200	334,000
131	303,600	334,400
132	304,000	334,600
133	304,200	334,900
134	304,500	335,300
135	304,800	335,700
136	305,100	336,100
137	305,300	336,400
138	305,600	336,800
139	305,900	337,200
140	306,200	337,600
141	306,400	337,900
142	306,800	338,300
143	307,200	338,600
144	307,500	339,000
145	307,700	339,300
146	307,900	339,700
147	308,200	340,100
148	308,600	340,500
149	308,800	340,800
150	309,000	341,200
151	309,300	341,600
152	309,600	342,000
153	310,000	342,300
154	310,200	
155	310,400	
156	310,700	
157	311,000	
158	311,300	
159	311,600	
160	311,900	
161	312,300	
162	312,600	
163	312,900	
164	313,200	
165	313,600	
166	313,900	
167	314,200	
168	314,500	
169	314,900	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900

備考 この表は、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

(薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第4条 薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(薩摩川内市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 薩摩川内市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第7条第1号中「交通機関」の次に「又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)」を加え、同条第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改める。

第22条第1項中「、第6条、第16条」を削る。

(薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第292号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第1号中「交通機関」の次に「又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)」を加え、同条第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改める。

第21条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員、任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第21条 第4条、第5条、第12条、第15条及び第16条第3項の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第4条から第7条まで、第12条、第15条及び第16条第3項の規定は、育児休業法第18条第1項又は薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年薩摩川内市条例第1号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。

(薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年薩摩川内市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第8条 薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年薩摩川内市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「とする」を「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする」に改める。

第10条 薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削る。

第7条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「から第12条まで」を「、第11条」に改め、同条第2項中「第3条及び第29条第2項」を「第29条第2項及び第32条第2項第1号」に改め、「、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年薩摩川内市条例第1号）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」とを削り、

「「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第32条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

（薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第11条 薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第4項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

第12条 薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の2第4項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第13条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年薩摩川内市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第15条第7項中「から第15条まで、第19条」を「、第11条」に改める。

附則第16条中「、第6条、第16条」を削る。

附則第17条中「から第7条まで」を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条から第6条まで、第8条、第10条、第12条及び第13条の規定並びに附則第3条から第7条までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の薩摩川内市職員の給与に関する条例(次条において「第1条改正後給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例(次条において「第3条改正後特別職職員条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次条において「第7条改正後議員報酬等条例」という。)の規定、第9条の規定による改正後の薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「第9条改正後任期付職員条例」という。)及び第11条の規定による改正後の薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次条において「第11条改正後会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例、第3条改正後特別職職員条例、第7条改正後議員報酬等条例、第9条改正後任期付職員条例又は第11条改正後会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の薩摩川内市

職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例、第7条の規定による改正前の薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第9条の規定による改正前の薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第11条の規定による改正前の薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、第3条改正後特別職職員条例、第7条改正後議員報酬等条例、第9条改正後任期付職員条例又は第11条改正後会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第3条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において薩摩川内市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害がある者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 第2条改正後給与条例第16条第4項及び第17条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第7条 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(以下この条において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる給与条例第19条又は薩摩川内市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この条において「技能等職員条例」という。)第16条の規定は、切替日以後に給与条例第19条第1項又は技能等職員条例第16条第1項

に規定する公署に異動をした再任用職員又は切替日以後に当該公署の移転があった再任用職員について適用する。

附則別表 号給の切替表（附則第3条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18

35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	

73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				

111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1

36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	

74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31

36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69

74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	
107	103	
108	104	
109	105	
110	106	
111	107	

112	108	
113	109	

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31

36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69

74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	102
107	103	103
108	104	104
109	105	105
110	106	106
111	107	107

112	108	108
113	109	109
114	110	
115	111	
116	112	
117	113	
118	114	
119	115	
120	116	
121	117	
122	118	
123	119	
124	120	
125	121	

議案第 20 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の公布による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整理を行おうとするものである。

これが本案提出の理由である。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(薩摩川内市税条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市税条例（平成16年薩摩川内市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年薩摩川内市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改め、同条第5号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第6号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 21 号

薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 164 号）の公布による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
を定める条例（平成25年薩摩川内市条例第24号）の一部を次のように改正す  
る。

第178条第13項中「栄養士又は」を「栄養士若しくは管理栄養士又は」に  
改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 22 号

薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）の公布による介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年薩摩川内市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第3条第1項中「の員数」を「及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例及び薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び薩  
摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府  
令第 7 号）の公布による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定  
教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の  
運営に関する基準の一部改正等に伴い、子ども・子育て支援新制度施行時に設け  
られていた経過措置の一部について期限を延長するほか、所要の規定の整備を図  
ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例及び薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部改正)

第1条 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年薩摩川内市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」とい  
う。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1  
号」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の  
確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全  
てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役  
割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように  
するための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育  
事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5  
項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第  
1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条に次の4項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保  
が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいづれ  
かを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、  
次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の  
分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする  
ための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のた  
めに必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困  
難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連  
携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当

該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。
- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
  - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
- (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
  - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「15年」に改める。

（薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年薩摩川内市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう。」及び「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項において同じ。」を加える。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第7項まで」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加える。

第42条第4項を同条第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「事業所内保育事業」の次に「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）」を加え、「であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を削り、同項を同条第9項とする。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の6項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。  
(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく

困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
  - (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。
  - (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
  - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
  - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
  - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 24 号

薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定  
について

薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

薩摩川内市里診療所歯科医師住宅用地の分筆に伴い、その位置を変更しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例

薩摩川内市国民健康保険診療施設条例（平成16年薩摩川内市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

薩摩川内市里診療所歯科医師住宅	薩摩川内市里町里1632番地2
-----------------	-----------------

を

」

「

薩摩川内市里診療所歯科医師住宅	薩摩川内市里町里1632番地6
-----------------	-----------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金に関する条例を廃止する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に対して支給する傷病手当金について、保険給付を受けることができる期間が満了することに伴い、当該条例を廃止しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被  
保険者等に対する傷病手当金に関する条例を廃止する条例

新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に  
対する傷病手当金に関する条例（令和２年薩摩川内市条例第１７号）は、廃止す  
る。

附 則

この条例は、令和７年５月８日から施行する。

議案第 26 号

薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 102 号）の公布による水道法施行令の一部改正等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を見直すほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例

(薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年薩摩川内市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- 2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5,000立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」

と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項中「条例で定める」の次に「水道技術管理者が有すべき」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者

(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)」を「専門職大学前期課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)

であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2項中「簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」に、「2年6箇月」を「2年6月」に、「3年6箇月」を「3年6月」に、「4年6箇月」を「4年6月」に改め、「最低経験年数の2分の1以上」の次に「と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」を加える。

(薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例(平成31年薩摩川内市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第1項第8号」を「薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第1項第10号及び第4条第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設等の指定管理者の指定について

薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設等の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設  
御陵下公園  
亀山小屋外運動場照明施設ほか 13 施設（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市都市公園条例第 14 条及び薩摩川内市屋外運動場照明施設条例第 3 条の規定により、指定管理者として薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設等の管理を行わせている公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の指定期間が、令和 7 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の概要

- 1 所在地 薩摩川内市東郷町斧渕362番地
- 2 設立年月日 平成10年3月11日
- 3 従業員数 82名
- 4 目的 生涯学習の推進を図るため、薩摩川内市と連携し、芸術、文化、スポーツ等の振興を図るとともに、市民に喜ばれる文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等に関する事業を行い、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

別表

名	称
亀山小屋外運動場	照明施設
可愛小屋外運動場	照明施設
川内小屋外運動場	照明施設
永利小屋外運動場	照明施設
育英小屋外運動場	照明施設
高来小屋外運動場	照明施設
城上小屋外運動場	照明施設
川内中央中屋外運動場	照明施設
水引中屋外運動場	照明施設
平成中屋外運動場	照明施設
平佐東屋外運動場	照明施設
市比野小屋外運動場	照明施設
東郷学園屋外運動場	照明施設
祁答院中屋外運動場	照明施設

議案第 28 号

薩摩川内市藺牟田池自然公園施設及び薩摩川内市祁答院生態系保存  
資料施設の指定管理者の指定について

薩摩川内市藺牟田池自然公園施設及び薩摩川内市祁答院生態系保存資料施設の  
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
薩摩川内市藺牟田池自然公園施設及び薩摩川内市祁答院生態系保存資料施設
- 2 指定管理者に指定する団体  
合同会社 H S W O R K S
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市藺牟田池自然公園施設条例第 4 条及び薩摩川内市祁答院生態系保存  
資料施設条例第 4 条の規定により、指定管理者として薩摩川内市藺牟田池自然公  
園施設及び薩摩川内市祁答院生態系保存資料施設の管理を行わせている株式会社  
小園建設の指定期間が、令和 7 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指  
定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の  
規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

合同会社 H S W O R K S の概要

- 1 所在地 伊佐市大口堂崎 539 番地 9
- 2 設立年月日 平成 28 年 10 月 5 日
- 3 従業員数 8 名
- 4 目的 指定管理者業務の管理運営業務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス等を営むことを目的とする。

議案第 29 号

道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事請負契約の締結について

道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事の請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事                               |
| 2 | 契約の方法  | 総合評価一般競争入札による契約                                    |
| 3 | 契約金額   | 178,200,000円                                       |
| 4 | 契約の相手方 | 所在地 鹿児島市伊敷五丁目17番5号<br>会社名 コーアツ工業株式会社<br>代表取締役 出口 稔 |

提 案 理 由

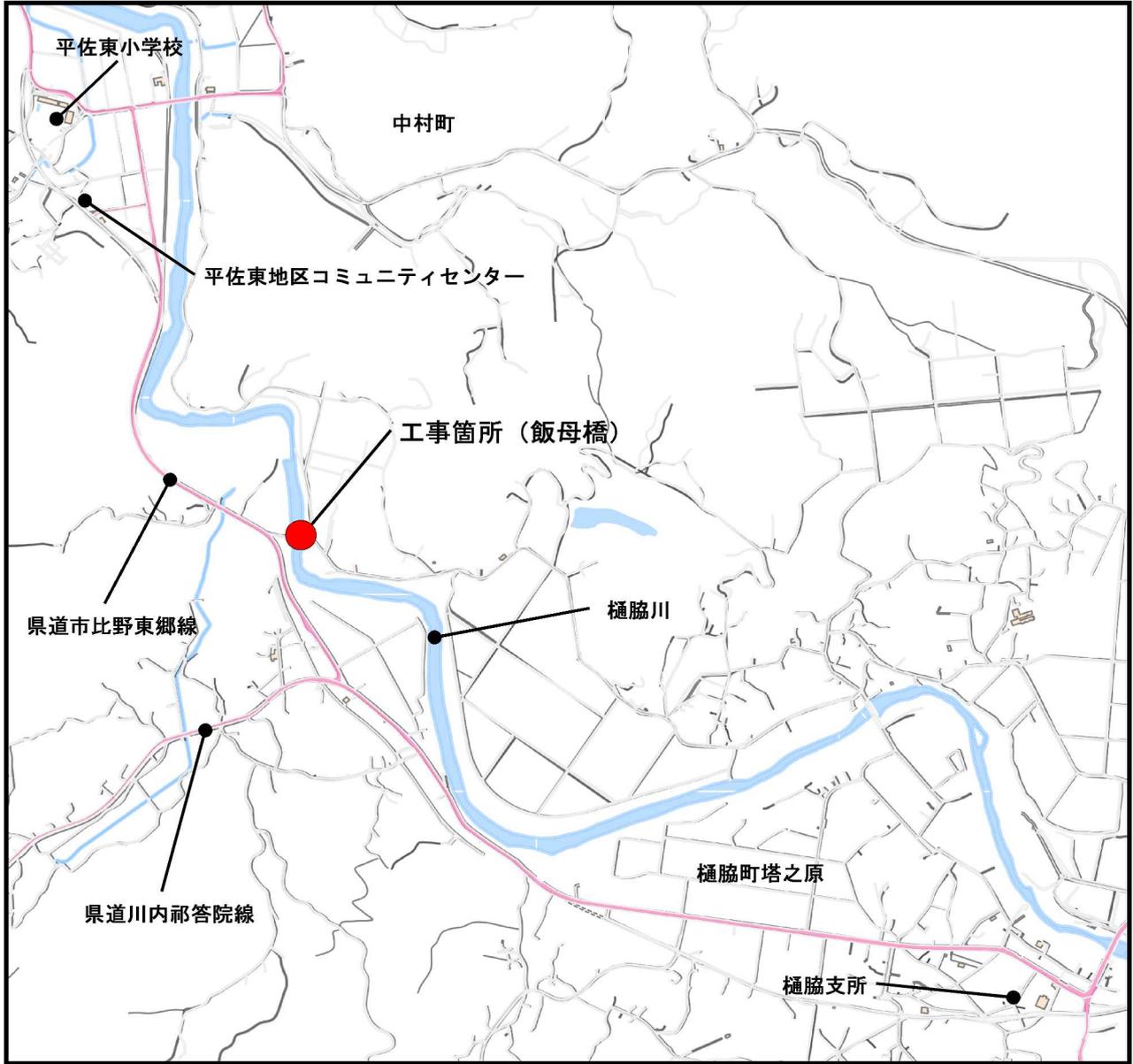
本市が施行する道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事について、工事請負契約を締結したいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 考

- 1 工 事 名 道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事
- 2 工事場所 薩摩川内市中村町地内
- 3 工事概要 ポストテンション桁架設 N = 8 本  
橋梁附属物工 一式
- 4 工 期
  - (1) 着 手 市議会の議決の日
  - (2) 完 成 令和7年3月31日

# 位置図





議案第 30 号

5 災第 1 号市道江石里線道路災害復旧工事請負契約の変更について

令和 5 年 9 月 20 日の議決を経て締結した 5 災第 1 号市道江石里線道路災害復旧工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	265,837,000 円	303,405,000 円

提 案 理 由

5 災第 1 号市道江石里線道路災害復旧工事について、施工内容の一部を変更して実施する必要が生じたため、工事請負契約の変更をしようとするものである。  
これが本案提出の理由である。

## 参 考

- |   |         |       |                                       |
|---|---------|-------|---------------------------------------|
| 1 | 契約の相手方  | 所在地   | 薩摩川内市里町里1930番地                        |
|   |         | 会社名   | 株式会社塩田建設                              |
|   |         | 代表取締役 | 純 浦 勝 志                               |
| 2 | 工 事 名   |       | 5 災 第 1 号 市 道 江 石 里 線 道 路 災 害 復 旧 工 事 |
| 3 | 工 事 場 所 |       | 薩摩川内市里町里地内                            |
| 4 | 工 期     | 着 手   | 令 和 5 年 9 月 2 0 日                     |
|   |         | 完 成   | 令 和 7 年 1 2 月 1 0 日                   |

議案第 31 号

薩摩川内市入来公園施設の指定管理者の指定について

薩摩川内市入来公園施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
薩摩川内市入来公園施設
- 2 指定管理者に指定する団体  
薩摩緑振協同組合
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市入来公園施設条例第 3 条の規定により、指定管理者として薩摩川内市入来公園施設の管理を行わせている薩摩緑振協同組合の指定期間が、令和 7 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 薩摩緑振協同組合の概要

- 1 所在地 薩摩川内市入来町副田 3060 番地
- 2 設立年月日 平成 17 年 3 月 25 日
- 3 従業員数 42 名
- 4 目的 組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図り、さらに積極的に自然環境の保全に努め社会の環境整備に寄与することを目的とする。

議案第 3 2 号

都市公園（川内地域及び樋脇地域）の指定管理者の指定について

都市公園（川内地域及び樋脇地域）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
都市公園のうち 3 5 公園（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市都市公園条例第 1 4 条の規定により、指定管理者として都市公園の管理を行わせている公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の指定期間が、令和 7 年 3 月 3 1 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の概要

- 1 所在地 薩摩川内市東郷町斧渕 362 番地
- 2 設立年月日 平成 10 年 3 月 11 日
- 3 従業員数 82 名
- 4 目的 生涯学習の推進を図るため、薩摩川内市と連携し、芸術、文化、スポーツ等の振興を図るとともに、市民に喜ばれる文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等に関する事業を行い、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 別表

名 称	位 置
向田公園	薩摩川内市神田町151番地
八坂公園	薩摩川内市大小路町2508番地
春田川公園	薩摩川内市鳥追町148番地
泰平寺公園	薩摩川内市大小路町2105番地2
芋野公園	薩摩川内市原田町247番地
門田公園	薩摩川内市東大小路町1077番地
上大島公園	薩摩川内市東大小路町736番地
前田公園	薩摩川内市中郷四丁目114番地
山田島公園	薩摩川内市中郷五丁目124番地
香田公園	薩摩川内市中郷三丁目132番地
野間島公園	薩摩川内市中郷一丁目7番地
清水ヶ岡公園	薩摩川内市宮里町2993番地212
薩摩川内市総合運動公園	薩摩川内市運動公園町3030番地
湯島公園	薩摩川内市湯島町3535番地1
隈之城公園	薩摩川内市隈之城町1204番地2
高原公園	薩摩川内市宮里町1630番地33
外菌原公園	薩摩川内市勝目町5315番地27
田海公園	薩摩川内市田海町11番地30
水引公園	薩摩川内市湯島町1590番地
国分寺公園	薩摩川内市御陵下町6327番地
宅満寺公園	薩摩川内市中郷一丁目332番地
火扇公園	薩摩川内市中郷二丁目118番地
前畑公園	薩摩川内市中郷一丁目199番地
蛭田公園	薩摩川内市中郷三丁目117番地
丸坊公園	薩摩川内市永利町4134番地44
諏訪田公園	薩摩川内市永利町4134番地214
五代公園	薩摩川内市五代町1911番地
前水流公園	薩摩川内市天辰町224番地1
三堂公園	薩摩川内市天辰町289番地3
笹脇公園	薩摩川内市天辰町595番地
古原公園	薩摩川内市天辰町1456番地5
東口親水公園	薩摩川内市平佐一丁目19番地
田麦公園	薩摩川内市天辰町866番地1
丸山公園	薩摩川内市樋脇町塔之原12778番地
丸山自然公園	薩摩川内市樋脇町塔之原12700番地

注 薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設は除く。

議案第 33 号

都市公園（樋脇地域）及び普通公園（入来地域及び祁答院地域）の  
指定管理者の指定について

都市公園（樋脇地域）及び普通公園（入来地域及び祁答院地域）の指定管理者  
を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
都市公園のうち 1 公園及び普通公園のうち 3 公園（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
公益社団法人薩摩川内市シルバー人材センター
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市都市公園条例第 14 条及び薩摩川内市普通公園条例第 13 条の規定  
により、指定管理者として都市公園及び普通公園の管理を行わせている公益社団  
体法人薩摩川内市シルバー人材センターの指定期間が、令和 7 年 3 月 31 日満了す  
ることとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自  
治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

公益社団法人薩摩川内市シルバー人材センターの概要

- 1 所在地 薩摩川内市百次町1090番地1
- 2 設立年月日 昭和60年12月19日
- 3 従業員数 会員545名
- 4 目的 定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 別表

名 称	位 置
市比野公園（都市公園）	薩摩川内市樋脇町市比野 2 4 9 1 番地 1
朝陽ふるさと公園（普通公園）	薩摩川内市入来町浦之名 1 1 7 2 6 番地 7
桜公園（普通公園）	薩摩川内市祁答院町上手 7 4 7 番地
大村公園（普通公園）	薩摩川内市祁答院町下手 2 7 4 2 番地 1

議案第 34 号

普通公園（川内地域）の指定管理者の指定について

普通公園（川内地域）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
普通公園のうち 10 公園（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 13 条の規定により、指定管理者として普通公園の管理を行わせている公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の指定期間が、令和 7 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の概要

- 1 所在地 薩摩川内市東郷町斧渕 362 番地
- 2 設立年月日 平成 10 年 3 月 11 日
- 3 従業員数 82 名
- 4 目的 生涯学習の推進を図るため、薩摩川内市と連携し、芸術、文化、スポーツ等の振興を図るとともに、市民に喜ばれる文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等に関する事業を行い、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 別表

名 称	位 置
西開聞運動広場	薩摩川内市西開聞町622番地1地先
白浜運動広場	薩摩川内市白浜町地先
清水運動広場	薩摩川内市宮里町清水地先
アメニティ遊歩道	薩摩川内市西開聞町下流地先ほか
西開聞都市緑地	薩摩川内市西開聞町下流地先
田海都市緑地	薩摩川内市田海町五本松地先
小倉運動広場	薩摩川内市小倉町立山地先
川内川宮里公園	薩摩川内市宮里町下水流地先
田海導水記念公園	薩摩川内市田海町長刀崎地先
御陵下権現原公園	薩摩川内市御陵下町6110番地10

議案第 35 号

普通公園（川内地域、樋脇地域及び東郷地域）の指定管理者の指定  
について

普通公園（川内地域、樋脇地域及び東郷地域）の指定管理者を次のとおり指定  
する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
普通公園のうち 60 公園（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
株式会社セグチ
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 13 条の規定により、指定管理者として普通公園の  
管理を行わせている公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の指定期間が、令  
和 7 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、  
これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を  
経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 株式会社セグチの概要

- 1 所在地 鹿児島市川田町1196番地1
- 2 設立年月日 平成6年4月25日
- 3 従業員数 18名
- 4 目的 造園及び緑化事業の請負、設計、施工、管理等の事業を営むことを目的とする。

## 別表

名 称	位 置
丸坊緑地	薩摩川内市永利町 4 1 3 9 番地 1
立山緑地	薩摩川内市天辰町 5 7 番地
都公園	薩摩川内市都町 3 9 6 7 番地 1
前向公園	薩摩川内市五代町 1 8 7 5 番地 2
高原第 1 公園	薩摩川内市宮里町 1 7 3 1 番地 3 8
高原第 2 公園	薩摩川内市宮里町 1 6 3 3 番地 2 4
高原第 3 公園	薩摩川内市宮里町 1 6 3 3 番地 3 0
七迫公園	薩摩川内市五代町 7 8 1 6 番地 2
庵ノ城公園	薩摩川内市平佐町 2 1 0 0 番地 2 4
馬ノ江公園	薩摩川内市小倉町 1 1 9 8 番地 9
松迫公園	薩摩川内市中福良町 2 2 5 4 番地 4 0
砂畑公園	薩摩川内市宮里町 5 0 0 番地 2
天神坊公園	薩摩川内市平佐町 4 2 0 8 番地 2
旭公園	薩摩川内市高城町 2 4 0 4 番地 1 7
楠元公園	薩摩川内市楠元町 1 6 3 番地
薩摩迫公園	薩摩川内市百次町 1 0 4 1 番地 2 1
大石河内公園	薩摩川内市永利町 3 4 3 5 番地 4
池尻公園	薩摩川内市隈之城町 1 3 9 番地 1
近田公園	薩摩川内市永利町 4 1 3 4 番地 2 4 7
川江公園	薩摩川内市五代町 7 4 3 7 番地 1
小松城公園	薩摩川内市宮内町 2 5 2 3 番地 7
大明原公園	薩摩川内市田崎町 6 5 8 番地 2 2
前迫公園	薩摩川内市平佐町 4 5 4 6 番地 9
上川原田公園	薩摩川内市勝目町 3 8 5 2 番地 1 3
公仏公園	薩摩川内市御陵下町 3 2 0 3 番地 3
城前公園	薩摩川内市宮内町 2 9 1 8 番地 1 2
白坂原公園	薩摩川内市平佐町 4 4 8 5 番地 9
今村公園	薩摩川内市百次町 2 2 7 5 番地 1 8
後田公園	薩摩川内市御陵下町 6 3 6 7 番地 1 7
百次川原第 1 公園	薩摩川内市百次町 1 9 5 9 番地 1 4
百次川原第 2 公園	薩摩川内市百次町 1 9 5 9 番地 4 7
百次川原第 3 公園	薩摩川内市百次町 1 9 8 4 番地 8
高城高山公園	薩摩川内市高城町 4 6 2 6 番地 1 3
中郷京田公園	薩摩川内市中郷町 2 3 3 3 番地 2
平佐小原迫公園	薩摩川内市平佐町 1 2 6 1 番地 5
上川内権現前公園	薩摩川内市上川内町 2 8 3 2 番地 5

轟木公園	薩摩川内市田崎町408番地1
上川内楠元公園	薩摩川内市上川内町5114番地1地先
かんば公園	薩摩川内市上川内町5096番地9
下目緑地	薩摩川内市東大小路町1237番地1
田海第1都市緑地	薩摩川内市田海町11番地84
田海第2都市緑地	薩摩川内市田海町11番地89
田海第3都市緑地	薩摩川内市田海町11番地95
田海第4都市緑地	薩摩川内市田海町200番地5
猫岳展望所	薩摩川内市高江町2310番地
天神池展望所	薩摩川内市国分寺町6668番地27
日笠山展望所	薩摩川内市永利町3668番地1
西向田ポケットパーク	薩摩川内市西向田町262番地1
太平橋ポケットパーク	薩摩川内市東開聞町179番地
可愛山陵下緑地	薩摩川内市御陵下町2720番地40
隈之城川公園	薩摩川内市若松町102番地先
天神迫公園	薩摩川内市平佐町4270番地6
第2薩摩迫公園	薩摩川内市百次町1030番地27
八間川水辺の楽校公園	薩摩川内市高江町226番地先
永利フォレストパーク公園	薩摩川内市永利町3109番地24
天神池公園	薩摩川内市中郷町5031番地2
角浦公園	薩摩川内市田海町1594番地3
八幡河川公園	薩摩川内市樋脇町塔之原4145番地1地先
樋渡川多目的運動公園	薩摩川内市東郷町斧淵8636番地
東郷平和公園	薩摩川内市東郷町斧淵4675番地4

議案第 36 号

普通公園（樋脇地域）の指定管理者の指定について

普通公園（樋脇地域）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
普通公園のうち 11 公園（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
公益社団法人薩摩川内市シルバー人材センター
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 13 条の規定により、指定管理者として普通公園の管理を行わせている公益社団法人薩摩川内市シルバー人材センターの指定期間が、令和 7 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

公益社団法人薩摩川内市シルバー人材センターの概要

- 1 所在地 薩摩川内市百次町1090番地1
- 2 設立年月日 昭和60年12月19日
- 3 従業員数 会員545名
- 4 目的 定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 別表

名 称	位 置
小野河川公園	薩摩川内市樋脇町市比野 2 2 1 5 番地 1
樋脇鉄道記念公園	薩摩川内市樋脇町塔之原 8 1 4 番地 2
湯之滝公園	薩摩川内市樋脇町市比野 2 5 6 2 番地 1
指月第 1 公園	薩摩川内市樋脇町市比野 3 2 3 0 番地 8 9
指月第 2 公園	薩摩川内市樋脇町市比野 3 2 0 0 番地 1 1 7
グリーンヒル公園	薩摩川内市樋脇町市比野 2 3 1 番地 2 3
サンライト公園	薩摩川内市樋脇町市比野 8 7 8 番地 9
宮元公園	薩摩川内市樋脇町市比野 6 0 番地 1 9
田代第 1 公園	薩摩川内市樋脇町塔之原 9 4 9 5 番地 1 6
田代第 2 公園	薩摩川内市樋脇町塔之原 9 4 1 0 番地 4 8
向湯団地公園	薩摩川内市樋脇町市比野 4 4 9 1 番地 3 1

議案第 37 号

普通公園（東郷地域）の指定管理者の指定について

普通公園（東郷地域）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
普通公園のうち 5 公園（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
斧淵地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 13 条の規定により、指定管理者として普通公園の管理を行わせている斧淵地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和 7 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 斧渕地区コミュニティ協議会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市東郷町斧渕 618 番地 4
- 2 設立年月日 平成 17 年 4 月 1 日
- 3 目的 斧渕地区を広域的コミュニティ領域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、斧渕地区住民の総意に基づき連帯協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

## 別表

名 称	位 置
舟倉公園	薩摩川内市東郷町斧渕 2 9 9 番地 2
あけぼの第 1 公園	薩摩川内市東郷町斧渕 1 3 3 6 番地 2 3
あけぼの第 2 公園	薩摩川内市東郷町斧渕 1 4 5 0 番地
あけぼの第 3 公園	薩摩川内市東郷町斧渕 1 4 9 6 番地 1 8
五社ホープタウン第 1 公園	薩摩川内市東郷町斧渕 1 5 9 1 番地 4 2

議案第 38 号

普通公園（里地域）の指定管理者の指定について

普通公園（里地域）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
普通公園のうち 7 公園（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
開発供給株式会社
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 13 条の規定により、指定管理者として普通公園の管理を行わせている開発供給株式会社の指定期間が、令和 7 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 開発供給株式会社の概要

- 1 所在地 薩摩川内市里町里 3192 番地
- 2 設立年月日 昭和 50 年 11 月 20 日
- 3 従業員数 7 名
- 4 目的 各種建設機械の賃貸、建築資材の卸売及び小売販売業等の事業を営むことを目的とする。

## 別表

名 称	位 置
トンボロの里みなと公園	薩摩川内市里町里 1 6 1 9 番地 7
西の浜緑地公園	薩摩川内市里町里 3 3 1 5 番地 2
松原公園	薩摩川内市里町里 3 3 8 2 番地 1
城山公園	薩摩川内市里町里 1 6 7 1 番地
武家屋敷通り公園	薩摩川内市里町里 1 5 8 9 番地
長目の浜展望所	薩摩川内市里町里 3 0 3 8 番地 1
ふれあいパーク 湊崎	薩摩川内市里町里 2 9 6 7 番地 1

議案第 39 号

普通公園（上甌地域）の指定管理者の指定について

普通公園（上甌地域）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
普通公園のうち 9 公園（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
昌和建設株式会社
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 13 条の規定により、指定管理者として普通公園の管理を行わせている昌和建設株式会社の指定期間が、令和 7 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 2 4 4 条の 2 略

2 ～ 4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 ～ 1 1 略

## 参 考

### 昌和建設株式会社の概要

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 1 所在地   | 薩摩川内市上甕町中甕 3 4 1 番地の 2 |
| 2 設立年月日 | 昭和 4 3 年 5 月 3 1 日     |
| 3 従業員数  | 1 9 名                  |
| 4 目的    | 建設業等の事業を営むことを目的とする。    |

## 別表

名 称	位 置
むつみ公園	薩摩川内市上甑町中甑 7 0 番地 1 1
田之尻展望所	薩摩川内市上甑町瀬上 9 2 番地 2 2
橋の広場展望所	薩摩川内市上甑町中甑 1 4 6 4 番地 1
岩の広場公園	薩摩川内市上甑町中甑 1 4 6 6 番地
花の広場公園	薩摩川内市上甑町中甑 1 4 6 6 番地
風の丘公園	薩摩川内市上甑町平良 5 3 5 番地 3
かの子ふれあい広場公園	薩摩川内市上甑町平良 5 3 4 番地 1
帽子山展望所	薩摩川内市上甑町平良 3 6 3 番地
ふれあいパーク浦内	薩摩川内市上甑町瀬上 8 8 8 番地

議案第40号

普通公園（下甌地域）の指定管理者の指定について

普通公園（下甌地域）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年2月18日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
普通公園のうち17公園（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
太伸建設株式会社
- 3 指定する期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第13条の規定により、指定管理者として普通公園の管理を行わせている太伸建設株式会社の指定期間が、令和7年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 太伸建設株式会社の概要

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| 1 所在地   | 薩摩川内市下甕町片野浦392番地        |
| 2 設立年月日 | 昭和51年11月27日             |
| 3 従業員数  | 10名                     |
| 4 目的    | 土木建築請負業等の事業を営むことを目的とする。 |

## 別表

名 称	位 置
下甌しんきろうの丘公園	薩摩川内市下甌町瀬々野浦796番地1
薩摩半島眺望の丘公園	薩摩川内市下甌町青瀬47番地4
松島展望所	薩摩川内市下甌町瀬々野浦1591番地
釣掛崎自然公園	薩摩川内市下甌町手打2383番地1
長浜緑地公園	薩摩川内市下甌町長浜913番地3
手打ふれあい広場公園	薩摩川内市下甌町手打1312番地イ
津口番所跡広場公園	薩摩川内市下甌町手打500番地3
旧下甌村役場跡広場公園	薩摩川内市下甌町手打城向769番地4
前の平展望所	薩摩川内市下甌町瀬々野浦1201番地3
下甌多目的広場公園	薩摩川内市下甌町手打2063番地1
下甌ふれあいの森公園	薩摩川内市下甌町手打2080番地1
貴船観音公園	薩摩川内市下甌町長浜992番地1
下甌三叉路広場公園	薩摩川内市下甌町手打3954番地1
片野浦浜田公園	薩摩川内市下甌町片野浦469番地25
片野浦岡公園	薩摩川内市下甌町片野浦259番地1
片野浦第1ポケットパーク	薩摩川内市下甌町片野浦369番地1
ふれあいパーク片野浦	薩摩川内市下甌町片野浦152番地2地先

議案第 4 1 号

普通公園（鹿島地域）の指定管理者の指定について

普通公園（鹿島地域）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
普通公園のうち 1 0 公園（別表のとおり）
- 2 指定管理者に指定する団体  
太伸建設株式会社
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 1 3 条の規定により、指定管理者として普通公園の管理を行わせている太伸建設株式会社の指定期間が、令和 7 年 3 月 3 1 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 太伸建設株式会社の概要

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| 1 所在地   | 薩摩川内市下甕町片野浦 392 番地      |
| 2 設立年月日 | 昭和 51 年 11 月 27 日       |
| 3 従業員数  | 10 名                    |
| 4 目的    | 土木建築請負業等の事業を営むことを目的とする。 |

## 別表

名 称	位 置
花瀬緑地公園	薩摩川内市鹿島町藺牟田 5 0 7 番地 2
鹿島健康交流公園	薩摩川内市鹿島町藺牟田 2 3 8 8 番地
鳥ノ巣山展望所	薩摩川内市鹿島町藺牟田 8 6 3 番地 1
藺落展望所	薩摩川内市鹿島町藺牟田 1 3 2 5 番地
八尻展望所	薩摩川内市鹿島町藺牟田 3 6 5 7 番地 8
鹿島多目的広場公園	薩摩川内市鹿島町藺牟田 2 4 4 6 番地
百合草原藺落公園	薩摩川内市鹿島町藺牟田 2 4 6 6 番地
ふれあいパーク鹿島	薩摩川内市鹿島町藺牟田 3 6 4 6 番地 1 6
夜萩円山公園	薩摩川内市鹿島町藺牟田 1 0 1 8 番地 1
鹿島中央公園	薩摩川内市鹿島町藺牟田 1 5 2 8 番地

議案第 4 2 号

薩摩川内市寺山いこいの広場の指定管理者の指定について

薩摩川内市寺山いこいの広場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
薩摩川内市寺山いこいの広場
- 2 指定管理者に指定する団体  
公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社
- 3 指定する期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市寺山いこいの広場条例第 3 条の規定により、指定管理者として薩摩川内市寺山いこいの広場の管理を行わせている公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の指定期間が、令和 7 年 3 月 3 1 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の概要

- 1 所在地 薩摩川内市東郷町斧渕 362 番地
- 2 設立年月日 平成 10 年 3 月 11 日
- 3 従業員数 82 名
- 4 目的 生涯学習の推進を図るため、薩摩川内市と連携し、芸術、文化、スポーツ等の振興を図るとともに、市民に喜ばれる文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等に関する事業を行い、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

議案第 4 3 号

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

老朽化の著しい中郷住宅 2 棟 9 戸及び宇都住宅 1 棟 4 戸について、その用途を廃止しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例

薩摩川内市営住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第283号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

中郷住宅	中郷町6560番地	簡易耐火構造平家建	2	6	36.0	昭和39年度	
		簡易耐火構造平家建	3	11	31.0	昭和39年度	
		簡易耐火構造平家建	3	11	36.0	昭和40年度	
		簡易耐火構造平家建	5	17	31.0	昭和40年度	
		簡易耐火構造平家建	2	7	36.0	昭和41年度	
		簡易耐火構造平家建	2	8	36.4	昭和44年度	
		簡易耐火構造平家建	3	16	31.4	昭和44年度	

を

」

「

中郷住宅	中郷町6560番地	簡易耐火構造平家建	2	6	36.0	昭和39年度	
		簡易耐火構造平家建	2	7	31.0	昭和39年度	
		簡易耐火構造平家建	3	11	36.0	昭和40年度	
		簡易耐火構造平家建	5	17	31.0	昭和40年度	
		簡易耐火構造平家建	2	7	36.0	昭和41年度	
		簡易耐火構造平家建	2	8	36.4	昭和44年度	
		簡易耐火構造平家建	2	11	31.4	昭和44年度	

に、

」

「

宇都住宅	東郷町斧淵 4868番地1	簡易耐火構造平家建	2	8	43.2	昭和50年度	
		簡易耐火構造平家建	3	9	46.6	昭和51年度	

を

」

「

宇都住宅	東郷町斧淵 4868番地1	簡易耐火構造平家建	1	4	43.2	昭和50年度	
		簡易耐火構造平家建	3	9	46.6	昭和51年度	

に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 4 号

薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

老朽化の著しい中津住宅 1 棟 2 戸について、その用途を廃止しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例

薩摩川内市一般住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第284号）の一部を次のように改正する。

別表第1中津住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 53 号

令和 7 年度薩摩川内市一般会計予算

令和 7 年度薩摩川内市一般会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第54号

令和7年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算

令和7年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和7年2月18日提出

薩摩川内市長 田中良二

議案第 55 号

令和 7 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算

令和 7 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第56号

令和7年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算

令和7年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和7年2月18日提出

薩摩川内市長 田中良二

議案第 57 号

令和 7 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算

令和 7 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 58 号

令和 7 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算

令和 7 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第59号

令和7年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和7年2月18日提出

薩摩川内市長 田中良二

議案第60号

令和7年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

令和7年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和7年2月18日提出

薩摩川内市長 田中良二

議案第 6 1 号

令和 7 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第62号

令和7年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和7年2月18日提出

薩摩川内市長 田中良二

議案第 63 号

令和 7 年度薩摩川内市水道事業会計予算

令和 7 年度薩摩川内市水道事業会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 6 4 号

令和 7 年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算

令和 7 年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 65 号

令和 7 年度薩摩川内市下水道事業会計予算

令和 7 年度薩摩川内市下水道事業会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 7 年 2 月 18 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二